

平成27年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会

1. 出席議員（10名）

1番	村山正美	2番	中原智昭
3番	原口憲雄	4番	松尾正貴
5番	津留渉	6番	柴田英明
7番	岩切幹嘉	8番	春田智明
9番	壽福正勝	10番	五藤源寿

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（7名）

企業長	武末茂喜	参 与	高田重徳
参 与	後藤俊介	局 長	櫻井隆司
総務課長	中島勝巳	施設課長	重松岩敏
料金課長	平山幸生		

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山崎巖	書 記	糸山明宏
------	-----	-----	------

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第3号及び議案第4号の上程、提案理由の説明
日程第4 議案第3号及び議案第4号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第3号 春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例の制定について
議案第4号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開会 10時00分

○岩切議長 皆様おはようございます。

本日は原口副議長がおくれられるとの連絡があっております。また、井上澄和副企業長が公務のため欠席となっておりますので、御報告いたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番柴田英明議員、8番春田智明議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期を本日1日間限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切議長 異議なしと認めます。よって、今次臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、今次臨時会に提出されております議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

武末企業長。

○武末企業長 皆さんこんにちは。

本日、ここに平成27年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変御多用のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日提出いたしております議案は、議案第3号及び議案第4号の2件でございます。

議案第3号は、春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例の制定についてでございます。これは多様な任用形態の職員の活用により、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期付職員の採用に関する条例を制定するものです。

議案第4号は、春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは国家公務員の給与制度の総合的見直し

に準じ、地域手当の支給割合及び管理職員の週休日等において緊急時などに勤務した場合の管理職員特別勤務手当支給について、規定の整備を図るものです。

上程いたしました議案は、いずれも水道事業運営上、極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○岩切議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

中島総務課長。

○中島総務課長 総務課長の中島でございます。

それでは、私から議案第3号及び議案第4号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例の制定についてでございます。

青のインデックス、議案第3号をお開きいただき、1ページ目をお開きください。

こちらの第2条に職員の任期を定めた採用について規定しております。これは専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、その業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定期間困難である場合や、専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るもののような場合において、その業務の期間に限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときには、条例で定めることにより職員を任期を定めて採用することができるものでございます。

次に、議案第4号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

赤のインデックス、議案第4号関連資料、新旧対照表の1ページ目をお開きください。

国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じまして、第5条におきまして、平成27年度の地域手当の支給割合を100分の5にするとともに、第11条の2におきまして、管理職員が臨時または緊急の場合に週休日もしくは休日など、またはそれ以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給する規定を定めております。

2ページ目をお開きください。

また、第17条におきましては、適用除外の職員に任期付短時間勤務職員を加えるもので

ございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○岩切議長 議案に対する補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 10時07分

再開 10時18分

○岩切議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、これより質疑に入ります。

議案第3号及び議案第4号を一括議題といたします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切議長 質疑なしと認めます。

これで議案第3号及び議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号及び議案第4号を一括議題とします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切議長 討論なしと認めます。

これで議案第3号及び議案第4号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で今次臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成27年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年3月27日

春日那珂川水道企業団議会議長 岩 切 幹 嘉

6 番 柴 田 英 明

8 番 春 田 智 明